

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	2	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し 項目名	入会権者等が取得する土地に係る税額の減額措置の廃止	
見直し 内容 (概要)	<p>本特例措置の適用期限の延長を行わないこととする。</p> <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>入会権者等が、平成23年3月31日までの間に入会林野整備計画等の対象とされた土地(20ha以上を対象とするものに限る。)を取得した場合、取得の日から3年以上当該整備計画に適合する利用を行った者。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>当該土地に係る税額から、次の計算式によって算出した額を減額できる。</p> $\boxed{\text{入会林野整備等の対象となった土地の価格（固定資産税評価額）}} \times \boxed{\text{入会林野整備計画等による入会権等の使用又は収益の割合（当該割合の定めがない場合は、入会権者等の数の逆数）}} \times \boxed{\text{税率}}$	
関係条文	地法附11の4③、地令附9の2	
増収 見込額	+1（▲1）（単位：百万円）	
廃止 又は 縮減の 理由	<p>制度創設から44年経過しており、平成20年度の適用実績は1件、減税額は約0.5百万円と低位であり、他の補助制度も措置されていることから、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から、廃止することとする。</p>	